

## 出荷制限指示後の管理の考え方（茶）

千葉県

茶の出荷管理については、関係市町村等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

### 1 制限区域の市町からの出荷管理

#### (1) 出荷者対策

県は、勝浦市、関係機関の協力を得て、茶の出荷制限が指示された勝浦市の生産者に対し、出荷を行わないよう要請するとともに、製茶工場には、勝浦市産出の茶葉を一切使用しないよう要請する。

また、市町等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図るとともに、生産者及び製茶工場に対し、文書やホームページ等により周知する。

#### (2) 流通対策

茶葉は、県内の製茶工場に出荷されるので、県及び市町村は製茶工場及び製茶工業団体に対して、勝浦市の茶葉を扱わないよう要請する。

### 2 制限区域外の市町村からの出荷の対応

出荷制限が指示された市町以外の市町村から産出される茶葉については、荒茶検査の結果を踏まえて流通させるよう要請するとともに、製品の出荷先の捕捉を可能とするよう製茶工場に対し、入荷先、販売先等の記録の保存を求める。